

厳島神社の宝蔵信仰について

松 井 輝 昭

はじめに

安芸の宮島の厳島神社には、平清盛一門が奉納した「平家納経」をはじめとして、数多くの重宝が収蔵されている。本稿では、「宝蔵信仰」の視角から、これらの重宝がなぜ厳島神社に奉納され、また今日に至るまで保存されてきたのかを明らかにしたい。

ところで、宝蔵信仰というのは聞き慣れない言葉であろう。まずはこの言葉の語義について簡単に触れることにする。「宝蔵」は多くの場合「ホウゾウ」と読んだようである。『日本国語大辞典』によると、宝蔵には六つの意味が見出せる。本稿では、その中で、社寺の宝物などを収蔵する「倉」の意味で用いることにする。厳島神社をはじめとして、古来かなりの神社や寺院に宝蔵が設けられ、什物や由緒のある名品が納められていた。私が「宝蔵信仰」と呼ぶのは、この宝蔵に秘蔵の重宝などを籠め置くことを願う心性である。

さて、厳島神社における宝蔵信仰の有無を確認するため、二つの史料を提示しよう。

史料 [1]

今度御脇差御寄進候哉、尤可然候、何ニても候へ、^(厳島)大明神へおしき事なく候、さ候間、彼脇さしを我々取候はんやと^(世)

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

け給候、同者宝蔵へ（籠）こめられたく候ゝ

（「毛利」
四七五）

これは毛利元就が息子隆元に送った自筆書状の一節である。厳島神社への脇差寄進について、大明神への寄進は何であれ惜しいことはないが、同じことなら「宝蔵」に籠め置いたほうがよいというのである。元就はまた、祈念の儀があって、厳島神社に秘蔵の名刀一腰を寄進したおりにも、「宝蔵へ被籠置候而可給事、可為大望候」と述べている（「大願寺」^{一六三}）。ほぼ同時代のものとして、次のような事例も知られる。

史料〔2〕

法花経（紺紙金泥）壺部（山内）こんしこんてい、宝蔵へ可被成御籠之由、一段可然奉存候、正月三日ニ宝蔵開申候条、上卿殿申談、即宝納可申

候条、可御心安候

（「山内」
四七）

この史料は備後国の有力国衆山内広通に宛てた書状の一節であり、差出人は厳島大聖院座主守仙ではないかと考えられる。^①山内広通は紺紙金泥の法経一部を厳島神社の宝蔵に籠め置きたいと考え、座主守仙にそのことを頼んだところ、彼は「一段可然奉存候」と同意し、正月三日の「宝蔵開」のときに奉納することを約束した。なお、座主によると、この法花経は弘法大師の真筆に間違いないという。厳島神社の宝蔵に山内広通が籠め置こうとしていたのは、このような天下の逸品であつたわけである。座主守仙も彼の考えを高く評価した。かくして、一、二の事例にすぎないが、戦国時代には、毛利元就や山内広通ら武将のあいだに、厳島神社の宝蔵へ秘蔵の名品や天下の逸品を籠め置くことに大きな価値を認めようとする心性のあつたことが確認できたと思う。

厳島神社の宝蔵に天下の珍宝を籠め置きたいと願う心性、つまり「宝蔵信仰」は、決して一時代の、あるいは特定の人々に限られるものではなく、かなりの広がりや厚みを持ち、その根は「平家納経」あたりまで遡るのではないかと推察される。言うまでもなく、宝蔵信仰は他の社寺においても見出すことが可能であろう。

本稿では、社寺の宝蔵の一般的な在り方を踏まえたうえで、厳島神社の宝蔵信仰の特質を探り、資料保存との関連にまで言及できればと思う。

一 宝蔵をめぐる研究史の問題点

厳島神社の宝蔵信仰について検討を始めるまえに、いままで宝蔵もしくは宝蔵信仰に関してどのような議論がなされたのか簡単な整理を行い、問題点を探ることにする。

宝蔵に言及した研究は僅かしか知られない。古くは池田亀鑑⁽²⁾・福山敏男氏⁽³⁾らの仕事がある。そして、近年の木村徳国⁽⁴⁾・橋本義彦⁽⁵⁾・田中貴子氏⁽⁶⁾らの研究により、宝蔵の実像に迫る新たな提言が行われるようになった。

私たちが宝蔵信仰の特質を探ろうとするとき、まず問題となるのが、「宝蔵」という言葉の時代的イメージである。あの時代に、どのような階層が、宝蔵にいかなるイメージを持っていたかが分かれば、その社会的位置付けが明らかになると思う。しかし、この点に関して、田中氏が宇治平等院の宝蔵を例に、宝蔵は「重宝を秘蔵する特別な場所と認識されていた」と述べるに止まる。つまり、宝蔵に奉納するのは、「並々ならぬ霊力と聖性」を備えた「重宝」のみという理解である。氏は中世の宝蔵をこのようなイメージで把えていた。だが、田中氏には、誰が、何のために、重宝を宝蔵に納めたのか、より直接的な説明が見られないように思う。ところで、木村氏はのちの神社の宝蔵と密接に関連すると考えられる「ホクラ」について興味深い指摘を行っている。神への御幣^{みけ}となった鏡・玉・武具などは当時（八世紀頃）極めて貴重なものであり、それを納めたホクラは、「宝を入れる倉」というより「宝のごとく尊い倉」を意味したという。また、現代に及ぶホクラの具体例として、草薙剣を納めた熱田神宮の土用殿（高床の板倉）を挙げた。なお、この土用殿は正殿に準ずる建物であるという。氏の理解に従えば、鏡・玉・武具など貴重な品々を神の御幣として奉納したホクラ（宝倉）のイメージ

が、神社の宝蔵に引き継がれたと考えることは十分可能である。神への御幣は神宝であり、それを納めた宝蔵も神のごとく崇められるようになったといえよう。だが、この仮説が承認されるにしても、御幣を奉納する人が宝蔵とどのように関わるようになったのか、全く見えてこない。また、神社の宝蔵に籠めることに価値を見出すような時期についても明らかにならない。それと、いま一つ問題となるのは、神社の宝蔵のイメージを直ちに仏寺の宝蔵に適用できるかという点である。これも今後検討の余地があるだろう。いずれにしろ、宝蔵信仰にまで到達する、宝蔵のイメージの推移を探ることが必要である。さて、以上の検討を踏まえると、宝蔵のイメージの推移を明らかにするには、次の四点が鍵になると思う。

- (一) どのような物が宝蔵に奉納されたのか。
- (二) 宝蔵の収蔵品は、その後いかに取り扱われたのか。
- (三) 寄進者が特定の品を宝蔵に籠め置こうとした意図は何か。
- (四) 宝蔵に物を籠め置くことによって、いかなる利益^{りやく}が期待できたのか。

まず第一の鍵の奉納物であるが、私はいままでの叙述の中で、秘蔵の名品・天下の逸品・重宝などという表現を用いてきた。池田氏が抽出した蓮華王院宝蔵の収蔵品や福山・田中両氏が検証した宇治平等院宝蔵の奉納物の目録を見る限り、この表現に違わないと思う。それぞれ深い由緒のある楽器・絵画・書籍・仏具などの名前が見られる。他の社寺の宝蔵の場合も、程度の差はあれ、同じような傾向性が認められると思う。ただ、問題はそのような傾向性が現れた時期であるが、先学の指摘による限り、平安時代後期以前は不明である。なお、この他に、鬼の帯や如意宝珠など世に珍しい品々も籠められていた。このような物までも宝蔵に籠め置いた理由を明らかにすることは、第三の鍵に関係する。しかし、この点に関して正面から取り組んだ研究はほとんどないといえる。

第二の鍵については、池田氏や橋本氏の指摘がある。池田氏によると、蓮華王院宝蔵の収蔵品は、原則として寺家の「永

久的な什物」であるという。ところが、現実はその逆であった。宝蔵を創建した後白河上皇が死去すると、その規律が弛んで宝物の持ち出しが始まり、やがて後醍醐天皇の手で重宝がすべて散佚することになったのである。氏はこの道筋を詳細に跡付けた。宝蔵の収蔵品を蓮華王院の「永久的な什物」にしたいという後白河上皇の考え方と現実が大きく食い違っていたわけである。橋本氏も、正倉院の宝物に関して、これは「盧舎那仏」に奉獻されたものであり、「永世尊蔵」を本旨としたとまず述べる。しかし、宝物の出蔵は、奉獻後間もなく始まり、実用と観賞・愛玩の両分野で、南北朝時代まで続いたという。氏は更に、南北朝期に東大寺衆徒がいわば「仏陀法」の論理で宝蔵からの出蔵を防ごうとした事実を紹介した。東大寺正倉院においても、仏陀法を持ち出さなければ、奉納物の出蔵を止めることができなかったのである。仏寺の宝蔵の場合、奉納者の気持とは別に、第三者がその収蔵品を「私物化」できる可能性が永く残されていたことが分かる。しかしながら、ここでいま一つ注意しておきたいのは、これらの宝蔵の開閉がかなり嚴重であったという現実である。宇治平等院宝蔵の場合、摂関家氏長者の「宇治入り」など特別な場合を除いて、余人の立入りが許されなかった。東大寺正倉院の勅封倉は、鎌倉時代後期から天皇が書判を認めた封印を用いるようになり、「天皇之御倉」と観念された。したがって、宝蔵の収蔵品には、仏物としての性格よりも、守護者の私物としての性格のほうが色濃く残ったといえる。仏寺の宝蔵に納められた品々が容易に寺家の「永久の什物」になりえなかったのは、このような点に理由が求められると思う。つまり、仏寺の宝蔵に奉納されても、なお犯すべからざる仏物としての評価が得られなかったのである。では、仏物が仏物としての本来の取り扱いを受けるのはいつであらうか。神社の宝蔵についても、同じような設問を発することができと思う。神社や仏寺の宝蔵に納められた品々が、それぞれ神物は神物として、仏物は仏物として正しく取り扱われるようになったとき、宝蔵信仰の入口に辿り着くことだろう。以上の問題の検討は今後に残されている。

第四の鍵は、社寺の宝蔵に物を籠め置くことによって期待される「利益」の問題である。これは宝蔵信仰の原動力とい

える。しかし、従来の研究は、宝蔵の奉納物やその守護者のみに注目し、寄進者それぞれの熱い願いにまで注意を払わなかったため、見るべき成果がない。だが、宝蔵に名品を籠め置くことを願う人々の心の奥を明らかにすること、つまり第三・第四の鍵は、宝蔵信仰の特質を明らかにするための主要命題であると思う。

次に、本稿の目的とはずれるが、“御影堂”の役割について簡単に触れておこう。大師信仰の中心地である高野山や東寺などでは、鎌倉時代の中期には、かつて宝蔵に納められていた寺家の基本的な重宝が御影堂に移されていたことが知られる。⁽⁷⁾ 御影堂は弘法大師の“住房”といえるから、そこに移された重宝は大師の所有物と化したと考えられる。重宝を御影堂に移したのは、寺僧らによる互用や私物化を防ぐためであった。仏陀法は理念の上から仏物の互用を防ぐために生まれた。一方、御影堂への重宝の移動は、仏物の互用を現実的に不可能ならしめるために考え出された措置と理解できる。本尊背後の後戸もまた、平安時代末期ごろからこのような役割を果たすようになったという。⁽⁸⁾ したがって、仏寺の場合、中世に入ると、その重宝を収蔵・保管する宝蔵の、寺家における位置付けが次第に下降していったように思える。では、神社の宝蔵の場合はどうであろうか。これもまた、神物の互用・私物化の視角から検討しなければならない。だが、厳島神社の宝蔵信仰を念頭に置くと、仏寺の場合とは異なる宝蔵の在り方も当然予想できるように思う。

かくして、宝蔵信仰という視角から先学の仕事の成果を検討するとき、残された不明な問題の少なくないことに気付く。取り分け、神社の宝蔵と仏寺の宝蔵の差異に十分留意すべきだろう。厳島神社の宝蔵信仰を明らかにするに当たって、参考にすべき前者の検討例があまりにも少ないといえる。

二 宝蔵のイメージの推移

厳島神社には、いつごろから宝蔵があったのであろうか。少なくとも、仁安三年（一一六六）十一月ごろには、三間二

面の「瓦葺」の宝蔵が知られる。しかも、注目すべきは、この時期の同社の神殿倉庫の中で、「瓦葺」は宝蔵だけであった（史料通「信」一）。宝蔵は当時厳島神社において特別な位置付けを持つ建物ではなかったかと思う。言うまでもなく、厳島神社の宝蔵もまた、京都や奈良など中央の大社寺からの影響を被っていたと推測される。それで、まだ地域の独自性があまり見られない鎌倉時代以前に限って、これらの宝蔵のイメージの推移を跡付け、厳島神社の宝蔵の位置付けを考える参考とした。ただ、神社の宝蔵に関する資料は、この時期にはほとんど残されていないので、おのずから仏寺の宝蔵について跡付けることが中心にならざるをえない。

九世紀後半に成ったと考えられる、大和国の広隆寺資財帳には、南倉・北倉の二字の宝蔵があり、それは仏物でも僧物でもなく、通物となっている。これらの倉は檜皮葺で、堂町にあり、「雑資財物」を納めていた。つまり、広隆寺の二字の宝蔵には、「阿弥陀浄土吉帳」など仏物も僅かに納められていたが、そればかりではなかった。宝蔵の収蔵品が仏物や法物であるとの意識が見られない。また、九世紀末ごろ、北倉は屋根の檜皮が中破し、柱が二本朽ちている有様であったとい（平安遺文二）。
（六八・一七五）

ところが一〇世紀末の東寺宝蔵になると、そこには寺家の重宝が収蔵され、すでに後代の宝蔵と同じ体裁が整いつつあったようである。長保二年（一〇〇〇）十一月二十五日に焼出した北宝蔵には、仏具や諸国の末寺・庄々の公験及び寺家の官符などが奉納されていた。また、焼失を免れた南宝蔵には、灌頂会など寺家の仏事に関わる道具が納められ、いづれにも東寺長者の封が付けられていた。東寺の南北の宝蔵には、このように寺家の重宝が納められ、またそれに長者が封をするなどして、厳重な管理を行っていたのである（同上、四〇四）。取り分け、末寺や庄々の公験、あるいは寺家の官符など文書類が、宝蔵に納められ保存されていたのは注目される。これらの公験の類が宝蔵に納められたのは、寺家の存立を支える重宝と考えられたからであろう。また、このことから、公験などの文書類の持つ社会的な役割の大きさが窺える。（9）

なお、公験を宝蔵に納め厳重に管理していた例は、この他にも幾つか確認できる。例えば、筑前国碓井封山口村の沙汰をめぐって、観世音寺と安楽寺が永長二年（一〇九七）から承徳二年（一〇九八）にかけて争ったおり、安楽寺側は「於公験者、被著宝蔵於御封、仍不能被対決」と主張した（同上、一）。しかし、観世音寺の立場からすると、これは「彼寺所司依無指公験、寄事宝蔵、無心対決」ということになる（同上、一）。山口村の沙汰を保証する公験の有無は別問題として、安楽寺の宝蔵に「封」が付けられ、奉納物を自由に取り出せなかったことは事実であろう。ところで、安楽寺は菅原道真を弔うために建立された寺院であり、当寺には彼の聖廟が祀られていた。そして、この寺の宝蔵については、天元四年（九八一）に太宰大式に任じた菅原輔正の活動をめぐる説話が残されている。つまり、道真の聖廟の託宣に従い、安楽寺に多宝塔一基を造立するとともに、「寺家の仏神事の儀式、寺務のあるべき次第など、くはしく記しをかれて、三巻書と名付て、宝蔵におさめ」、それが鎌倉時代中葉にまで伝わっているという（「（十五孝満）安楽寺」。では、菅原輔正はなぜ、安楽寺の根本法ともいうべき三巻書を認め、それを「宝蔵」に納めたのであろうか。一つの可能性として、次のよう理解することができるであろう。宝蔵に三巻書を奉納することで、仏神事や寺務が混乱なく行われ、その結果、寺家の末永い繁栄が期待できた。だが、さきに述べたように、宝蔵には封が付けられ、三巻書を取り出して、寺僧等に読み聞かせることも容易ではなかったと考えられる。そうすると、宝蔵に納められた三巻書自体が、寺僧らに規制力を及ぼし、仏神事や寺務の混乱を防ぐ役割を果たしたと理解される。だから、彼は寺家のあるべき様を詳しく記して三巻書とし、宝蔵に納めた。しかし、このように理解するにしても、宝蔵に納めた三巻書が、なぜ将来にわたって寺僧に規制力を及ぼしたのか分らない。ただ、この三巻書には、安楽寺の安泰と繁栄を願う菅原輔正の意向が息づいていたと考えることができる。また、三巻書を宝蔵に納めたからには、その末永い保存が期待できたといえよう。宝蔵に納められた三巻書に彼の魂が宿り、それが寺僧らの所作に影響を及ぼし続けることになったと考えられる。東大寺二月堂でも、不始末を犯した寺僧は、内陣に置かれた寺家の

重書の入った朱櫃に對して数千返の拝礼をしてその非を詫びねばならなかったといふ。⁽¹⁰⁾ 重書の入ったこの朱櫃に、それを奉納した人々の魂が宿っており、寺僧は彼らに拝礼して詫びたと考えることができると思う。三卷書の場合もこれと同じであろう。三卷書などの重書を納めた宝蔵は、安樂寺において特別重要な建物であり、入口には封が付けられ、嚴重な管理が行われていたようである。

石清水八幡宮檢校光清も、保延三年（一一三七）に所領を譲ったおり、宮の觀音堂領として鴨部莊他五カ莊を止め置くについて、「於件六箇庄文書者、慥召仰院主、可被預置御堂宝蔵、後代敢不可有相違」と譲狀に明記した（平安雜記⁽¹¹⁾）。ここで檢校光清が御堂の宝蔵に六カ庄の文書を預け置いたのは、その所領に對する後代の違乱を防ぐためであつたと推測される。これは一つには寺宝を納める宝蔵の管理が嚴重で、公驗が散佚する可能性が少なかつたからであり、いま一つはその公驗のもつ暗黙の規制力によるのであらう。平安時代末期になると、公驗のような重書が仏寺の宝蔵に納められる事例は時々見られ（同上⁽¹²⁾）、このような傾向は鎌倉時代に入つても続いていたことが確認できる（鎌倉遺文⁽¹³⁾）。

それでは、公驗などの重書を仏寺の宝蔵に納めたのは、それが寺家の重宝であつたからか、それとも他の重宝とともに嚴重な管理が行われたためだらうか。私はこの両方の理由とも当たっていると思う。公驗などの重書は單に寺家の重宝であるだけでなく、寺家の存立を保証するためにも、永く嚴重に管理されねばならなかつたのである。宝蔵はこのような重宝を保管するための特別空間であり、寺家の中で特殊な位置を占めたといえる。

では、公驗などの重書以外に、どのようなものが宝蔵に納められたのであらうか。この概要については、池田氏らの研究に学びながらすでに紹介した。ここでは説話を例に珍しい奉納物について検討しよう。

例えば、さきに見た「鬼の帯」がその一つである。承安元年（一一七一）十月、伊豆国司から鬼が落とした帯が上進され、それがやがて蓮華王院の宝蔵に納められた（古今著聞集⁽¹⁴⁾卷一七・五九九）。また、源仲兼が「変化」（妖怪）を切った太刀も、後白河上

も奉納されていた。問題は宝蔵に珍奇な品を納めた理由であるが、珍奇であることによって世の重宝に準じた価値が認められたのであろう。つまり、平安時代末期でも、珍奇なものであれ、世に珍重されるものを秘蔵することに価値を認める傾向性があり、それと同じ価値判断から「鬼の帯」などを宝蔵に奉納することになったと考えられる。世に珍重されるものを宝蔵に籠めることに大きな意義が認められた。宝蔵に籠めることについて、次のような説話も知られる。これは後白河上皇が松殿基房の押紙のある年中行事絵を同じく蓮華王院宝蔵に籠めたことに関するものである。

(松殿年中行事絵の) 僻事ある所(誤)ぐに押紙をして、そのあやまりを御自筆にてしるしつけて返進せられたりけるを、法(印)

皇御覽じて、(書直)絵をかきなをさるべきに、勅定に、「これ程の人の自筆にて押紙したる、いかゞはなちすて、絵をなす事あるべき。此事によりて、此絵すでに重宝となりたり」とて、さながら蓮華王院の宝蔵に籠られにけり。そのをし

紙今にあり

「古今著聞集」
卷一一——三三七

この年中行事絵は、松殿基房の自筆の押紙があるゆえに重宝と見なされ、宝蔵に籠められたのである。世に一つしかないようなものを、宝蔵に籠めることがよく見られるようになった。宇治平等院や鳥羽勝光明院・蓮華王院などの宝蔵の例より、平安時代末期から鎌倉時代初頭にかけてのこの実態がある程度明らかになる。

ただ、ここで留意すべきは、宝蔵に重宝を籠めることが誰のためかということである。私はさきに、先学の指摘を踏まえて、宝蔵の收藏品には、守護者の私物としての性格が色濃く残ったと述べた。説話の表現を借りれば、この理解はそれほどはずれではないように思う。例えば、栗田兼房が感得した「人丸の影（画像）」を白河上皇が「鳥羽の宝蔵」に籠めるについて、「御宝の中にくはへて」という表現が用いられている（十訓抄第二四訓上）。また、源頼朝が東大寺の供養に上洛したお

り、後白河上皇が蓮華王院宝蔵の絵などを見せようとしたところ、「君の御秘蔵候御物に、いかでか頼朝が眼をあて候べき」といって、一見もしなかったという（古今著聞集 卷二一―四〇〇）。この見方に従えば、白河上皇や後白河上皇が、鳥羽勝光明院と蓮華王院の宝蔵にそれぞれ重宝・名品を籠めたのは、これらを「秘蔵」するためであったといえる。宝蔵に籠めることは、単に寺家の本尊に寄進するのではなく、守護者が重宝を秘蔵するためでもあったことになる。宝蔵はその収納空間であった。そして、これら宝蔵に納められた重宝は、守護者である白河上皇や後白河上皇の没後も、その御願寺の宝物として永く伝えられるはずであった。（現実には、さきに述べたように、天皇家の私物として取り扱われ、散佚の憂目にあうが。）したがって、この二人の上皇は、没後魂は御願寺に祀られ、宝蔵に籠め置かれた重宝の数々を末永く秘蔵しようとしていたのではないかと考えられる。宇治平等院宝蔵の場合も、守護者藤原頼通との関係は、これと同様に理解できると思う。（¹¹）私はいまだ社寺の宝蔵についての言及してきたが、内蔵寮や後庁などにも「宝蔵」と呼ばれる収納空間があり、宝物を収蔵していたことが知られる（『明月記』安貞元年三月七日条、弘安七年五月一日条他）。このことを念頭に置けば、上記の蓮華王院宝蔵などの私的性格がより明らかになるであろうし、その収蔵品を秘蔵したいとの考えにも気付くと思う。

次の問題は、宝蔵に公験などの重書を籠め置く場合と、天下の重宝を奉納する場合の関係について、整合的な理解を得ることである。公験などの重書は元来私的なものであり、その私的な権益を永く確保するため、宝蔵に籠めて、厳重な管理を行った。私的な権益の主体は、宝蔵が帰属する仏寺であった。換言すれば、それは仏寺の「本尊」ということになる。しかし、三巻書などの例から知られるように、そこには奉納者の強い意志が働いていた。天下の重宝についても、これを末永く保存するために宝蔵に籠めたわけであり、公験などの重書と変わらない。ただ、異なるのは、重宝の場合、寺家の守護者がそれを宝蔵に籠めて秘蔵しようとする志向性が非常に強いことである。その志向性は死後の世界をも想定したものであった。この点で、私がさきに提示した宝蔵の二つのイメージはどうしても完全に交じり合わない。なぜだろうか。そ

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

の一つの理由は、鎌倉時代ごろまではまだ「仏物」という觀念が未成熟であり、宝蔵にまでも世俗の論理が強く介在していたことが挙げられると思う。いま一つの理由は、著名な宝蔵を持つことで知られる宇治平等院や鳥羽勝光明院・蓮華王院は、いずれも「公界寺」ではなく「私寺」であったからであろう。これらの寺院が私寺であるがゆえに、その宝蔵の私有化が色濃く見られたといえる。

以上、厳島神社で初めて宝蔵が確認された時期を中心に、主として仏寺の宝蔵のイメージの推移について検討した。ここで得られた結果を踏まえ、それが同社の宝蔵の在り方とどのように関連し、また違うのかを探ることが必要になる。

三 平安・鎌倉時代の厳島神社の宝蔵

平安時代末期に、平清盛とその一門が、安芸一宮厳島神社を尊崇したことは広く知られている。彼らは何度となく当社に参詣するとともに、「平家納経」をはじめとする数多くの重宝を寄進した。松岡久人氏によれば、これらの重宝は、「最も秘蔵すべきもの」、あるいは「当代一流の工匠に命じて調製のうえ奉納したもの」であったという。⁽¹²⁾ 例えば、一例を挙げると平重衡愛翫の七絃琴、平宗盛所用の古備前友成作の太刀、高倉天皇所用の古式の扇、安徳天皇の調度と伝えられる古神宝類、それに平重盛奉納の紺糸威鎧などがある。厳島大明神への厚い崇敬の情を示すため、秘蔵の品や名品を奉納したのである。そして、今日まで伝えられている。

では、平氏一門らが厳島神社に奉納した珍宝の類は宝蔵に籠められたのであろうか。右に掲げた宝物のうち、二、三のものは宝蔵に置かれていたことが確認できるように思う。時代はだいぶ下るが、文安三年（一四四六）二月十二日付の厳島社宝蔵財物注文^{（野坂三七三）}によると、当時宝蔵に籠められていた平氏一門に関わる重宝として、次のようなものがある。史料〔4〕

① 一法花経壹部廿八卷 号一品経 心経 阿弥陀経 願文等在之

② 一法花経二部一部ハ八講御経也 太政入道殿北之御方水精寺ニ御寄進

③ 一黒糸鍔二両同甲 小松殿寄進

④ 一黒皮籠一小仏ノ厨子五 懸籠二法花経一部小松殿 御持経

史料「4」の①がいわゆる「平家納経」である。また、③は平重盛奉納の紺糸威鍔と同じであろう。この鍔は戦国時代にも宝蔵に籠められていたことが知られる（『男御覧 番一九』）。②・④の詳細は不明である。ところで、①は更に遡ることができると思う。『野坂文書』の中に「一切経内焼残分目録」という後闕文書があるが（『野坂』三四〇）、これは一種の宝蔵目録ではないかと考えられる。なぜなら、この目録の中に、史料「4」の①に相当する次のような記載がある。

史料「5」

一一品経廿八卷 心経 阿弥陀経 無量義経 普賢経 清盛願文

史料「4」の①に比べて、史料「5」では無量義経と普賢経の二巻が多いが、これが今日残されている「平家納経」である。そして、史料「5」に対応すると考えられる記事が、建長二年（一二五〇）八月二日付の厳島社宝蔵失物注文（『野坂』三三二）に見える。熊野三郎が宝蔵を焼破って盗み取った宝物の注文である。

史料「6」

一一品経三十二卷内

盗取分十六卷

残十六卷在之

此外御箱飭伏輪等少々失之

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

一品経三十二巻とは史料〔5〕の清盛願文を除いたものであろう。なお、史料〔5〕は嘉元四年（一二三〇）七月以降に成ったと考えられるから、「平家納経」は史料〔6〕によつて建長二年八月以前に厳島神社の宝蔵に籠められていたことが確認できる。しかし、「平家納経」がいつ宝蔵に納められたのかは不明である。「平家納経」が厳島神社に奉納されたのは、平清盛の願文によれば、平氏一門が繁栄し、自らも「生極楽の望みを保持している」ことの報賽のためであり、併せて毎年の法華三十講を約束することにより、一門一族の順次の往生を願ったという¹³。「平家納経」が贅の限りを尽くした天下の名品であるだけでなく、この清盛の願文の趣旨からしても、長寛二年（一一六四）九月に厳島大明神の神前に奉納されたあと、間もなく宝蔵に籠め置かれたように思われる。史料〔5〕が宝蔵目録の一部であるとすれば、安徳天皇の調度と伝えられる古神宝類も同じ目録の中に確認できる。さきに紹介した宝物類の他に、承安三年（一一七三）に寄進された拔頭などの舞樂面が、史料〔4〕の宝蔵財物注文の中に見出せる。関係史料が乏少で、これ以上議論を進めることはできないが、平氏一門が厳島神社に奉納した「珍宝」のうち、神前に止め置かれたものを除き、多くのものは宝蔵に籠められたと考えてよいだろう。しかし、現状では、平氏一門と宝蔵信仰との関係について触れることはできない。

次に、公驗などの重書を宝蔵に籠めることについて検討しよう。史料〔4〕の宝蔵財物注文の中に、「重書箱一」という記載がある。また、史料〔5〕目録にも、「文書櫃一合・御文書櫃一合」という記述がある。厳島神社でも宝蔵に文書を籠めていたのである。

さて、まず問題とすべきは、嘉禎四年（一二三八）九月日付の伊都岐島社神官等重解の次の一節である（「新出厳島」五〇）。これは世能荘内市吉別府の領有をめぐる厳島社神官と同荘地頭代野村真家との係争に関するものである。

史料〔7〕

名主神官景政参上関東、令言上事之由之刻、被尋究子細、停止彼地頭代之妨、如元可為神領之由、去寛喜三年十一月廿

一日被成下御下知畢、依之神官等拏彼御下知狀於社壇、申神明隨喜之祝、即納宝蔵畢

鎌倉幕府は嚴島社神官らの言い分を認め、寛喜三年（一二三三）二月二十一日に市吉別府が社領であるとの決定を下した。そして、翌三月二十三日に六波羅探題はこの命令の施行を行った。鎌倉幕府の裁定を喜んだ神官らは、神前に下知狀を擧げて、「隨喜之祝」を神明に申し上げた。しかも、この下知狀を直ちに宝蔵に納めた。以上の一連の事実を追うとき、言うまでもないことだが、嚴島大明神も一つの「人格」として位置付けられていることに気付くだろう。市吉別府の領主である嚴島大明神を中心に据えて儀式が進行した。その代官である神官らは主人に祝いを申し上げ、儀式の終わったあと、下知狀を主人の倉である宝蔵に納めたといえる。では、下知狀をなぜ宝蔵に納めたのかといえば、それが主人である嚴島大明神の重書であり、嚴重に管理する必要があるからということになる。したがって、史料「7」による限り、嚴島神社に関わる重書は、大明神の所有に属し、「神庫」である宝蔵に籠められ、嚴重に管理されたと考えられる。これはさきに検討した仏寺の宝蔵の場合と共通する。

それでは、鎌倉時代において、嚴島神社の宝蔵にどのような文書が籠められていたのだろうか。永仁六年（一二九八）十月八日付の嚴島社宝蔵取出文書等目録（嚴島野坂（一八六四））から、その一端が知られる。

史料「8」

自宝蔵被取出御文書等日記事

合

一通 宣旨案

二通 官符案

一通 官符案 阿闍梨

一通 被行一切経日記

一通 両院御調進物日記

二通 將軍家奉進物日記

嚴島神社の宝蔵信仰について（松井）

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

一通 六波羅殿御教書案

一卷^{七通} 異国降伏御教書案

一通 関東御教書案

一通 御領寄進関東御教書案^{下知}

一通 関東御教書案^{守護人沙汰事}

一卷^{十二通} 関東御教書案

一通 御造采日記^(宮)

一結^{十四} 同日記

右、為書写所被撰出也、仍目六如件

永仁六年十月八日

宝蔵から取り出されたこれらの文書は、いずれも重書に値する文書と考えられるが、この概括的な文書名だけでは、今日残された文書との対応関係を探ることは容易ではない。あえて付言すれば、延宝八年（一六六〇）十月二十日に成った御判物書立（^{「厳島版」}一九三五）に、当時厳島神社の宝蔵に籠められていた一九通の文書目録が書き上げられているが、これと史料「8」の文書はほとんど一致しないようである。文書の場合、現実的な意味あい、つまり有効性がなくなれば、まさに反故になるわけであるから、それに別の価値が見出されないとすると、その時点で宝蔵から持ち出されたのかもしれない。いずれにしろ、本稿では、史料「8」に挙げられた文書が当時重書であったことがいえれば十分である。弘安八年（二二八五）六月七日付の安芸国安摩莊証文目録（^{「巻字本」}厳島七二）によると、京都に進める正文の代わりに、案文を宝蔵に籠め置いたことが知られる。その正文とは次の四通である。

史料「9」

① 一通 八条院庁御下文^{本案文也}

② 一通 中納言殿安摩庄寄文^{本案文}

③ 一通 齋院庁御下文

④一通 院宣

この四通の文書は、京都に持参する以前は、宝蔵に籠められていたと考えて間違いないだろう。また、その内容も、厳島神社と安摩荘に関わる基本文書、公驗と言えらる。史料「9」の②によると、平頼盛が治承三年（一一八〇）十二月七日に安摩荘の私得分を厳島神社に寄進したことが分かる（「新出厳島」四七）。ついで①では、八条院庁が頼盛の要請に従い翌年四月十五日に庁役を免除し、それを同社に寄せたことが知られる（「厳島野坂」七七〇）。ところが、③によると、頼盛の跡を受けた齋院庁は、建暦二年（一二二二）七月安摩荘の私得分の半分三五石を厳島神社の御供料に充てたことが分かる（「新出厳島」二六）。なお、④に該当する文書は今日残されていないが、③に見える同年七月七日付の院宣を指すのかもしれない。このように述べると、厳島神社でも、公驗は平安時代末期から宝蔵に籠め厳重に管理されていたことがほぼ想定できると思う。史料「7」の段階まで下る必要はない。

次に、鎌倉時代における奉納物と宝蔵の関係について、一例だけ検討しよう。

史料「10」

為異国征伐御祈、御劔長狭輪老腰獅子牡丹、自関東被進当社候、以吉日申上御宝前、可被執進祝師請文、御劔者可被納宝蔵之状

文永十一年十二月二日 親定（藤原）（花押）

厳島社政所

（「新出厳島」六三）

劔を宝蔵に籠める儀式も、史料「7」で見た文書の場合と同じであったといえる。まず神前で「異国征伐御祈」のために鎌倉幕府から劔一腰が寄進された旨を報告し、その後に宝蔵に籠めたのである。ただ、ここで留意すべきは、厳島社神主親定が政所に三つの注文を出していることである。

（α）吉日を選んで神前で報告する。

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

(β) 祝師の請取を取る。

(γ) 剣を宝蔵に納める。

このような注文が出されたのは、剣の寄進者が鎌倉幕府の將軍であるからということだけでなく、厳島社神主が在国しなかったことにもその理由が求められると思う。(α)・(β)は、鎌倉幕府からの剣の寄進を厳島大明神へ報告するについて、慎重な取り扱いを指示し、またその事実を確認しようとしたものである。また、(β)から、剣の寄進を神へ取り次ぐのは、神官のうちでも祝師の役であったことが分かる。問題は(γ)の注文である。寄進された剣を神前に籠めることも考えられる。しかし、「宝蔵」に納めよとの注文である。これは、一つには、「平家納経」などの例から類推されるように、当時厳島神社に奉納された重宝は宝蔵に籠め置くとの慣例が生まれていたことによると思う。しかし、その理由だけでなく、厳島社神主には、鎌倉將軍が寄進した剣を宝蔵に納めることによって「永代の神物」にしようとする配慮が働いていたと推測される。宝蔵の管理は嚴重であるから、宝蔵に納められた剣は永く神物であり続ける。これは、世俗の倫理からすれば、寄進者に手厚い謝意を表す手段となりえた。特に「異国征伐」のため、神の大きな利益が期待できたと思う。鎌倉幕府と近い立場にあった厳島社神主が格別このような指示を行ったとしても十分肯けるだろう。以上の推測が承認されるならば、宝蔵信仰の入口まで到達したことになる。

ところで、いま一度史料「7」を想起していただきたい。厳島神社の神官らは、市吉別府の領有を認めた関東下知状を宝蔵に籠めたことに、ある種の価値を見出していたように思う。結果的にはこの下知状は反故にされたわけであるが、宝蔵に籠めた事実を主張することで、鎌倉幕府への怒り・威しを表そうとしたと考えることもできる。なぜなら、宝蔵に納めた文書もまた「神物」となったわけであり、それを反故にすることは神意に違ふことになる。そして、神意に違ふことが起これば、「神威陵夷」が叫ばれた。かくして、神官らのあいだでは、「宝蔵に籠める」ことに、犯すべからざる「神物」

としての価値を認め、これを所領保全に利用しようとする動きが見られたといえる。剣の場合と同じく文書についても、厳島神社の側では、「宝蔵に籠める」ことに、神物としてのより大きな価値を見出していたのである。

以上、平安・鎌倉時代の厳島神社の宝蔵の在り方を探った。平氏一門の厳島神社信仰の高まりの中では、まだ宝蔵信仰との関わりは明らかにできない。平氏の人々には、蓮華王院宝蔵などの在り方は知られていたであろうが、「平家納経」でも、厳島大明神への報賽の姿勢が認められる。現に平氏一門の奉納物の幾つかは宝蔵に納められていたことが確認できる。しかし、彼らが「宝蔵に籠める」ことにどのような意味を見出ししていたか不明である。だが、鎌倉時代に入ると、厳島社神主や神官らのあいだで、「宝蔵に籠める」ことに、神物としての犯すべからざる価値を見いだそうとする動き、「宝蔵信仰」の芽生えが確認できるようになったといえる。それでは、この芽生えが、以後どのような成長過程を辿ったのであろうか。

四 厳島神社の宝蔵信仰の展開

(1) 室町時代の宝蔵信仰

在京していた厳島社神主は、南北朝動乱の最中^{きなか}、親直の代に安芸国に下ったと推測される。しかし、史料の残存度の低さも相俟って、宝蔵信仰の推移は、室町時代の前期に至るまで全く跡付けることができない。さて、次の史料は、厳島社神主が自ら重宝を宝蔵に籠め置くということで興味深い（^{新出厳島}「島」八六）。

史料〔11〕

奉寄進

厳島大明神

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

右、於此太刀者、自 義満將軍親弘拝領仕候、藤家面目之至重宝不知之候間、宝蔵仁奉籠候、然意趣大長地久 所願
円満 子孫為繁昌也、此趣三方社人等可有存知、仍寄進状如件

応永拾八年十二月十三日

安芸守親弘（花押）

厳島社神主親弘にとって、將軍足利義満から拝領した太刀は家の重宝としてこれに過ぎるものはないという。しかし、それにもかかわらず、彼はこの重宝の太刀を厳島大明神に寄進し、宝蔵に籠めたのである。史料〔11〕では、わざわざ「宝蔵仁奉籠候」と注記していることからしても、このことに重きを置いていたことが分かる。ところで、僧宥円が宝徳三年（一四五二）に平重盛奉納の硯を厳島神社へ再寄進したおり、神の重宝であるから「不可出御宝波^{（意）}」との注文を付けた（『新出厳島』^{（二六三）}）。僧宥円の考えに従えば、「神の重宝」として位置付ける限り、宝蔵から出してはいけないというのである。この頃、厳島神社では、宝蔵に籠められた宝物即神物とする考え方がかなり一般化していたのであろう。厳島社神主親弘が自家一番の重宝である拝領の太刀を宝蔵に籠めたのも、この名刀を厳島大明神の紛うことなき神物とするためであったといえる。では、神主家の第一の重宝である太刀を厳島大明神に差し出し、その神物にするとは、何を意味したのであろうか。

私はさきに史料〔1〕・〔2〕に注目し、戦国時代の厳島神社では、天下の珍宝を宝蔵に籠めることに価値を見出そうとする心性、つまり宝蔵信仰が見られたことを明らかにした。ところが、検討の結果、「宝蔵に籠める」とは奉納物を「神物」に化す行為であることが次第に分かってきた。毛利元就らが厳島神社の宝蔵に籠めた秘蔵の名刀なども、皆厳島大明神の神物になったわけである。したがって、厳島神社の場合、「宝蔵に籠める」とは、史料〔11〕の神主をも含めて、寄進者が厳島大明神に贈物をする意味あいを持ったといえる。贈られたものは紛うことなき「神物」になった。「宝蔵に籠



図1 昭和27年復元当時の厳島神社の宝蔵（『厳島神社国宝並びに重要文化財
建造物昭和修理総合報告書』より）

この宝蔵は昭和27年（1952）の解体修理により古型に復元されたもので、建築は室町時代中期を降らないとされる。

める”ことが、このように神に物を贈る行為と同義であったとすれば、神に何を贈るのか、神は何を贈られたのが当然問題になったはずである。寄進者と厳島大明神とのあいだの贈与慣行である。これは世間一般の贈与慣行とオーバーラップさせて理解しても支障はないように思う。贈与慣行の場合、原則として贈物に見合った“お返し”が期待できた。⁽¹⁶⁾

そこで、再び史料「11」に戻ることにする。厳島神社主親弘は足利義満より拝領した太刀を神物として贈り、厳島大明神からどのような“お返し”を期待したのであるろうか。寄進状には、「天長地久 所願円満 子孫為繁昌」という趣意書が付いている。しかし、これのみでは具体性に乏しい。ところが、この趣意書をも含めて、「此趣三方社人等可有存知」との但し書きのあるのが注目される。厳島神社の社家三方が、なぜ神主親弘のこの寄進行為を知らなければならないのだろうか。また、それを知ってどうなるのだろうか。彼には自家随一の重宝を厳島大明神に贈ったとの自負があり、また大きな“お返

し”が期待できたはずである。しかも、社家三方がこのことを知れば、当然その意味するところを理解できたであろう。その結果、厳島神社内において、神主の権威が高まり、立場が強まるという筋書きである。さきの奇妙な但し書きは、このような筋書きを踏まえたものであったと推測される。なお、厳島大明神への贈物が、神主の身近に神を引き寄せる効用を持ったことも否めない。これも神主の権威を高め、立場を強めるのに役立ったと思う。かくして、史料〔11〕の寄進状には、実に深い意味が籠められていることが明らかになった。この後、神主親弘の末裔教親も、文安元年（二四四四）十一月に、白糸の鎧一兩と甲を“宝蔵”に籠めたことが知られる（^{〔野坂〕}三七三）。

では、室町時代の厳島神社において、はたして史料〔11〕に見るような宝蔵信仰の高まりがあったのだろうか。限られた僅かの史料では、一般的な結論を述べることは困難である。ただ、寄進状などに、“宝蔵に籠める”という文言が見られるか否かを尺度として、次のような見通しを述べることは許されるであろう。

厳島神社では当時、重宝・名品とされる寄進の品を宝蔵に納めていたようである。史料〔4〕で取り上げた文安三年（一四四六）の宝蔵財物注文には、寄進者の名前や寄進した地域を付記した宝物が何点かある。そのうち、次の二点は寄進状も併せて確認できる。

史料〔12〕

①一伝教大師御筆授記品 甲坂栖阿寄進

②一阿弥陀三尊

中尊ハ金 厨子ハ銀 御舍利此内ニ入
武田伊豆守弥美光寄進

これらの宝物が厳島神社に寄進されたのは、②・①の順である。まず②について、応永十年（一四〇三）四月二十九日付の武田乗光寄進状（^{〔野坂〕}三八八）では、「厳島社壇」に寄進するとある。寄進の目的は、「為鎮護国家 当家繁盛^{〔※〕} 子孫長久」という。次に、①は、永享十年（一四三八）七月七日付の藤原栖阿施入状（^{〔新出厳島〕}二九）によって知られる。これは、かつて豊

前国立花寺に秘蔵されていたもので、「依為末代重宝、今当宮奉施入者也」という。いずれの寄進状にも、①・②の重宝を「宝蔵に籠める」ことを願う表現は全く見られない。これらの重宝が結果的に宝蔵に納められたにしても、武田乗光や藤原栖阿にはまだそこまでの希望はない。「宝蔵に籠める」ことが特別な意味あいを持つと考えられていなかったように思う。なお、これよりのち、長享二年（一四八八）八月二十日に神主教親は厳島神社に刀一腰を寄進したが、この寄進状には「謹奉籠 厳島社御宝殿」と見える（新出厳島六三）。厳島神社の宝蔵ではなく、本殿に刀を籠めたのである。寄進の目的は、一家の安全から戦闘の勝利・開陣にまで及ぶ。本殿に籠められた、「宗近」という銘を持つこの刀は、おそらくは名刀であろう。神主教親は祈念の成就を祈って、名刀を本殿、つまり神前に籠めたのである。

したがって、室町時代においても、史料「11」の宝蔵信仰はまだ特殊なものにすぎなかったといえるように思う。「宝蔵に籠める」ということが、厳島神社の神主や神官ら一部の人々を除けば、十分理解されていない段階であり、厳島神社信仰もそれほどの高まりが見られなかった。厳島神社における宝蔵信仰の高まりは、次の戦国時代を俟たねばならない。

(2) 戦国時代の宝蔵信仰

大内義隆は天文十年（一五四二）四月初旬厳島社神主友田興藤を滅ぼし、同島を直接的な支配下に置いた。そして、同年七月五日に、社家・供僧・内侍の社家三方に対して、祭祀料田などを新たに宛行い、また中絶している祭礼の復興を命じたのである（厳島野坂一二七他
卷十本厳島五三他）。厳島神社信仰はこれ以後大内氏・毛利氏の庇護を受けて隆勢に向かった。ただ、宝蔵信仰の観点からすると、次に掲げる永禄七年（一五六四）七月七日付の棚守房顕時代奉納物書附（厳島野坂一二五七〇）から知られるように、これ以前も看過できないように思う。

史料「13」

当社宝蔵二房顕時代奉納物事

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

嚴島神社の宝蔵信仰について（松井）

① 一法花経一部 座主良雅法印

② 一赤引籠ノ太刀 五日市ノ世良隱岐守

③ 一長太刀一柄 佐東ノ木村八郎左衛門尉

④ 一法花経一部 印漢僧都

⑤ 一浄土三部経 アル聖人

⑥ 一御舍利ノ宝堂 アル僧

⑦ 一法花経一部 （友田）興藤自経

⑧ 一法花経一部 同人ノ母儀

⑨ 一愛染ノ守本尊 円宗僧都

以右之本尊 伊勢当社於両宮愛染ノ法三万座被行云々

⑩ 一具足一領 大野周防守

⑪ 一長太刀一柄 当島ノ古野兵庫允

⑫ 一長光鑢刀 （文章上部端付紙）「大内よし興御寄進に候」江良丹後守

⑬ 一青具ノ鑢刀 当島ノ上村四郎左衛門尉

⑭ 一鹿ノ玉 大田僧奉納之

⑮ 一牛玉入物 キイシ 同蓋 クワン 眼清薬師

以上

ます史料「13」の位置付けであるが、その詳細は不明といわざるをえない。「房顕時代」の意味は、彼が嚴島神社の棚守職

を襲って今日までも考えられる。しかし、ここに列挙された宝物が、その間に宝蔵に納められたもののすべてかという
と、必ずしもそうはいえない。例えば、新羅三郎の鎧は、武田氏の滅亡後まもなく、天文十年五月十八日に大内義隆から
厳島神社に寄進されたが、棚守房頭はこの鎧の奉納に直接関わったことが確認できる（『房頭覚』書一九）。しかも、武田氏伝来のこ
の鎧は、平重盛奉納の鎧に匹敵する同社随一の重宝として、宝蔵に籠められたことが知られる（同上、厳島）。なお、棚守は
宝蔵に籠めるときに支払われる膝突銭の分配を受けていた（『房頭覚』書五五）。これら十五種の宝物も、最有力社家棚守房頭の手を
介して宝蔵に奉納された可能性が大である。

それでは、次に、史料「13」の宝物をそれぞれ誰が奉納したのか、寄進者名に注目しよう。この奉納物注文の記載様式
に従えば、寄進者は三つの階層に分かれる。①・④が上位の階層（A）、⑦・⑧・⑨が中位の階層（B）、これらの残りが
下位の階層（C）に当たる。寄進者が三つの階層に分かれること自体、厳島神社信仰の高まり広がりを見定させるもので
ある。しかも、Cを見ると、「アル聖人」・「アル僧」あるいは「大田僧」のように、その確かな実名さえ残さないものがあ
る。また、「五日市ノ」・「当島ノ」というように地名・場所を特定した侍名もある。彼らはそれほど上位の侍とは考えられ
ない。なお、「大野周防守」は、神主家の代官を努めた大野氏の一族ではないかと考える。「江良丹後守」は大内氏が安芸
国に派遣した奉行人である。⁽¹⁹⁾ Cだけ見ても、いろいろな人々が厳島神社と関わりを持っていたことが知られる。ついで、B
に目を移すと、厳島神社の神主であった友田興藤の名前があるのに気付く。興藤は自ら法花経一部を書写し、これを宝蔵
に籠めたのであろう。⑧は友田興藤の母が寄進したものの。⑦・⑧は史料「11」と類似の事例といえる。最後にAであるが、
①は大聖院座主良雅が法花経一部を寄進したものである。これはBの友田興藤の場合とよく似ていると思う。『宝蔵に籠
める』ことが、当初から座主良雅の念頭にあったと推測できる。だが、Cに属する人々が皆、『宝蔵に籠める』ことを願
って宝物を寄進したか否かは分からない。いろいろな階層・立場の人々が、『宝蔵に籠める』に値する宝物を厳島神社に

寄進していたのである。史料「13」からだけでは、その動機や契機は詳らかにできないが、厳島神社信仰の高まり広がりの中で、宝蔵に位置付けを与える段階になったといえそうである。

さて、はじめの疑問に戻るが、史料「13」には、大内義隆や毛利元就らの名前が見出せないのはなぜだろうか。特に大内義隆の場合、宝蔵の奉納物注文の中にほとんど名前を残さない。戦勝祈念などのために、多くの刀剣や具足を寄進していてもである（〔厳島野坂〕^{（一）他}）。大内氏は滅んだため、故に奉納物注文を作る必要がなかったのかもしれない。しかし、それだけでなく、義隆は「宝蔵に籠める」ことに価値を見いだしていなかったのであろう。^{（20）}彼の寄進状には、この種の文言が全く見られない。毛利元就については、後述するように、別途奉納物注文が作られた。史料「13」の奉納物注文は何か他の目的のために作成されたと推測される。

では、重宝を「宝蔵に籠める」ことに関わった棚守房顕は、どのような宝蔵観を持っていたのだろうか。彼は『房顕覚書』の中で、「宝蔵に籠める」ことについて、「当社奉行ヲ存上、何トしても名ヲ残度故」と述懐している。そのため、野間家に伝わった徳大寺久光の筆簞ひつりや京都一の琴法華を買い求め、これを宝蔵に納めたのである。また、神領での戦乱の最中に、野坂家重代の太刀（佐々木の綱切）を手に入れ、宝蔵に籠めた。この太刀には、「社家ノ事成レハ宝蔵ニ納ル、末代ノ事也」との付記があった。^{（21）}棚守房顕の夫人も、宝蔵に珍宝を納めたことが知られる（〔房顕覚書〕^{（五十四）}）。それでは、重宝を「宝蔵に籠める」ことは、なぜ「名」をのちの世に残すことになるのだろうか。さきに挙げた名琴法華について、彼は「当社ノ末世ノ調法ナリ」と述べている（同）。また、新羅三郎の鎧を収納する唐櫃を寄進したおり、「到末代小松殿御鎧為同前、当社御重宝不可過之者也」と道破した（〔厳島野坂〕^{（一五七三）}）。更に、寄進を取り次いだ馬角に關しても、「至末代可為御宝物者也」と指摘した（同上^{（五七二）}）。宝蔵に籠められたこれらの重宝のいずれもが、「末代」まで保存されるべきものと考えられていたことが分かる。また「宝蔵に籠める」重宝は、末代まで保存されるに値するものでなければならなかったといえる。佐々木の綱

切に關して、右のような付記が添えられたのは、それほどの価値が認められなかったのかもしれない。だから、この太刀が宝藏に籠められた以上、「末代ノ事也」というのである。したがって、そこには、宝藏が「末世ノ調法」(重宝)を末永く保存するための收納空間であるとの理解も見られた。宝藏の收納物と宝藏の性格をこのように考えると、棚守房頭が宝藏に納めた重宝は末代までも伝えられることになる。しかも、ここで忘れてならないことは、宝藏には史料「4」で見たような目録も併せて籠められていたことである。(「房頭覽」書一九)。そうすると、重宝を奉納した棚守房頭の名前も末代まで残ることになり、彼の願いが叶うわけである。だが、その結果、どのような利益りやくがあるのかについては触れていない。そこで、嚴島神社の内情に通じていたと考えられる、己斐隆常の永祿五年(一五六二)五月二十八日付の寄進状を取り上げよう(「新出嚴島」二〇)。

史料「13」

嚴島大明神奉寄進十六羅漢繪像都合拾肆幅事、御宝藏令奉納処也、然者其癸巳歲息災延命 武運長久 一家繁栄 子孫増長 安穩快樂旨、希処如此

この寄進状によれば、十六羅漢繪像を嚴島神社の宝藏に籠めると、己斐隆常自身の息災延命・武運長久と、一家の繁栄、子孫の増長などが期待できたことが分かる。つまり、重宝を「宝藏に籠める」ことで、自分だけでなく、一家や子孫の繁栄や増長などまでも望めたのである。重宝を「宝藏に籠める」ことによって、その利益が子孫にまで末永く及ぶと考えられていたわけである。むろん、これは嚴島大明神に寄進した宝物が、宝藏に納められることで、神物として末代までも永く保存されることを前提にしていたものと思う。宝藏に籠められた重宝と神の利益との関係は、以上のように理解されていたといえる。この己斐隆常の理解は、当時の神社信仰において、決して異例なものとはいえない。

毛利氏は天文二十四年(一五五五)十月一日嚴島で陶氏の太軍を破り、中国地方の大大名としての第一歩を踏み出した。毛利元就はこの嚴島合戦の勝利を嚴島大明神の加護によるものと信じ、その崇敬がますます厚くなった。また、息子たち

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

にも「厳島を皆々御信仰、肝要本望たるべく候く」と教えた（「毛利」^{四〇五}）。そして、以前にも増して、厳島神社に手厚い保護を加えるようになったのである。戦国大名毛利氏の治政下で、厳島神社は隆勢期を迎えることになった。

さて、毛利氏の宝蔵信仰であるが、史料「1」は厳島合戦後のものと考えられる。元就は息子隆元の脇差寄進に触れて、厳島大明神への寄進は何であれ惜しいことはないが、同じことなら「宝蔵」に籠め置いたほうがよいと教えたことを想起していただきたい。ここに彼の熱い宝蔵信仰を読み取ることができる。では、隆元ら息子たちはどうであろうか。次に掲げる、十月十一日付の毛利隆元寄進状（「厳島野坂」^{四〇二}）に、父元就と類似の宝蔵信仰が窺える。

史料「14」

為今度之立願具足甲令寄進候、於 御神前御祈念頼存候

一彼三種存旨候間致寄進候、先年紀新大夫之脇差令奉納候、此三種之事同前ニ末代 当社為御宝彼宝蔵江可被納置事本望可為大慶候

まず「今度之立願」に当たり寄進する具足甲の三種は、末代にわたる厳島大明神の神宝として、「宝蔵に籠める」べきものと考えられていたことが分かる。ついで、先年寄進した「紀新大夫之脇差」も、この三種と同様に宝蔵に籠めて末代の神宝にしてほしい、そうなれば本望・大慶だというのである。毛利隆元もまた、己斐隆常と同じく、宝蔵に籠められた奉納物は厳島大明神の末代の神物になると考えていた。したがって、「宝蔵に籠める」ことは本望であり大慶であるとの理解が生まれたのである。ここで、元就が秘蔵の名刀国重を宝蔵に籠めることを望み、願いが叶えば「可為大望候」と述べたのが思い起こされる（「大願寺」^{六三}）。史料「14」の表現に従うと、隆元が先年寄進した「紀新大夫之脇差」は、まだ宝蔵には籠められていなかったことになる。厳島神社に秘蔵の品などを寄進しても、それが末代の神物に値すると見なされなければ、宝蔵に籠められなかったのであろう。このように理解すると、「宝蔵に籠める」ことに価値を見いだすことも十分肯ける

と思う。自ら寄進した品が宝蔵に籠め置かれ、それが末代の神物となることで、寄進者は厳島大明神と永い結び付きが生まれたのである。毛利元就や隆元は、宝蔵信仰をこのようなものと理解していたのである。

ところで、私がいま述べた宝蔵信仰の特質は、それほど目新しいものではないことに気付くだろう。すでに史料「11」にこれと同じような考えが見られた。異なるのは、戦国時代に入ると、厳島神社の宝蔵信仰は次第に大きな広がりを持つようになり、また厳島大明神をより身近に感じることができるようになったことである。特に戦国大名毛利氏の治政下で、宝蔵信仰の大きな高まりが見られたといえる。

ただし、戦国大名毛利氏治政下の宝蔵信仰も、元就・隆元が中心であった段階とそれ以降では多少性格を異にすると考えられるので、まずその前段階について検討しよう。次に掲げる天正十年（一五八七）四月八日付の毛利氏一族家中寄進宝蔵腰物注文（〔厳島野坂〕
（一五八四））は、当時の冲家騒動のおり、毛利輝元の命令で、対岸の桜尾城に預けられた宝蔵腰物注文とほぼ同じものである。これは毛利氏が厳島神社の宝蔵に籠めた重宝のうちの主なもので、一応の特色が窺えると思う。

史料「15」

御宝蔵宝物從御当家御寄進注文

- | | |
|---------|-----------|
| ① 一千鳥 | 毛利殿御父子御寄進 |
| ② 一荒波 | 同 |
| ③ 一乱髪 | 同 |
| ④ 一小林長刀 | 同 |
| ⑤ 一菊一文字 | 同 |
| ⑥ 一三原刀 | 同別而御寄進 |

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

⑦ 一波平 丸貫脇差 隆元御寄進

⑧ 一地蔵信国 同

⑨ 一吉平 同

⑩ 一來太郎 小早川殿御寄進
（陰景）

⑪ 一新髪切 元長御寄進
（金川）

⑫ 一国俊 脇指 元清御寄進
（穂田）

⑬ 一刀 一腰 桂元澄寄進

⑭ 一丸貫 脇指二ツ 同

⑮ 一国俊 脇指一ツ 児玉元良寄進
（先年 毛利弘元）

⑯ 一稻光 御太刀 広元御寄進

以上

ここで掲げた一六振の刀剣は、そのほとんどの由緒を辿ることができる。①から⑤は大内家重代の宝剣と伝えられ（「厳島宝物 図絵」卷三）、大変な名剣であるがゆえに、このうち数奇な運命を辿ることになった。ところで、①・②・④が厳島神社に寄進された経緯については、『大内氏実録土代』卷一二に収載された次の文書によって知ることができる。²²

史料〔16〕

敬白

厳島御社寄進物之事

一荒波刀一腰 櫛子目貫 弁

一千鳥太刀一腰赤銅作蒔絵鞘

一長刀一杖白柄義弘也

此三種之事、為大内家重代之重宝、然仁去天文年中防芸依有鉾楯之儀、大内義長打究、防長兩國伐執之刻、彼三種当家の手に渡候云々、抑大明神者当国擁護之尊神、檀家衛護之靈社也、忝奉仰明神之威光、依令安鎮国家、右之重宝速奉社納者也、爰以大檀主某武運長久家門安寧ニ而、千秋ノ月ノ光ヲ耀シ賢屋之窓ニ、為令開武將之榮花於万春也、仍今般於御神前所丹精如件

永祿二年^{己未}十月十三日備中守大江朝臣隆元判

この史料〔16〕によると、毛利隆元は大内義長を滅ぼしたあと同家の重宝である荒波・千鳥・小林長刀を手に入れたことが分かる。そして、これらの重宝を速やかに厳島大明神に寄進したのである。戦国の乱世に生きる隆元の言葉であるがゆえに、「為令開武將之榮花於万春也」という表現は大きな期待を込めた祈りとして受け止められる。また、厳島大明神の威光により、「令安鎮国家」という表現も素直に肯ける。毛利家の当主である隆元は、このような思いで、大内家重代の三種の刀剣を厳島神社に寄進し、宝蔵に籠めたのである。③・⑤も同様に考えられる。小早川隆景が寄進した⑩の来太郎も大内氏の重物と伝えられる。^{〔野坂 三九五〕}この太刀は来太郎が弘安八年（一二八五）正月に鍛えたもので、隆景はこれを「奉納靈社之神庫」した^{〔新出嚴 島 六八〕}。また、大内氏の家臣に關係するものに、⑧・⑫や「彦左近」がある^{〔野坂 三九五〕}。⑧は内藤隆春重代の宝物であり、毛利輝元が寄進したものの、⑫はもともと陶晴賢が児玉就忠に与えたもの。「彦左近」は弘中隆兼重代の刀剣であり、桂元忠が寄進したと伝えられる。宝蔵に籠められたこれらの刀剣は、大内家やその重臣の家に伝えられた重代の重宝であったのである。次に、⑪の新鬚切であるが、これは元来足利尊氏が所持していた太刀で、吉川元長は毛利隆元から手に入れ、永祿九年（一五六八）二月厳島神社に寄進した^{〔新出嚴 島 六七〕}。元長はこの太刀を寄進するに先立って、石源次郎に

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）



図2 毛利弘元寄進の稲光長太刀

『厳島宝物図会』巻4)

この太刀は、毛利氏が厳島神社に寄進した重宝としては一番古いものである。『厳島宝物図会』には、その特徴が細かく描かれている。

毛利元就の宝蔵信仰が、息子隆元だけでなく、そ

その由緒を認めた捻文を与え、「定而棚守方者可被聞及候歟、其方為心得申聞候く」と述べた（〔厳島野坂〕八五〇）。事前に棚守房頭意向を確認したのであろうか。右の寄進状には、この太刀の伝来が細かく書かれている。元長は、寄進した太刀が重宝として扱われ、宝蔵に籠められることを望んだと推測できる。事実、それに値する重宝であった。⑩は毛利弘元が息子興元の厳島神社参詣に託して奉納した太刀で、毛利氏の重宝寄進としては時期的に一番古いものである（〔原領覚〕⑬・⑭は、厳島合戦後松尾城主となった桂元澄が、「子孫繁昌武運紹隆」を願って弘治三年（一五五七）十月に寄進した刀と脇差である（〔厳島野坂〕①〇・①九）。彼はこれより先、厳島合戦の直後、自分や子孫の繁昌、武運長久などを祈り、宮内荘末房名一所を厳島神社に寄進したことが知られる。（〔野坂〕②〇）。したがって、この刀と脇差にも大きな期待が籠められていたと考えられる。宝蔵に籠めるに値する重宝であったのだろう。ところで、史料「15」では、毛利元就が奉納したことが確認できるのは⑥の三原刀だけである。しかも、寄進状は棚守房頭への私信の形を取っている（〔新出厳島〕⑦七）。そして、「実ハ三原にて候、覆輪つは合にて候」と記した。宝蔵腰物注文に「別而御寄進」とあるのは、この刀が宝蔵に籠められるについて特別の配慮があったことを暗に示唆するものではないだろうか。かくして、天正十年（一五八七）春の時点で、厳島神社の宝蔵に籠められていた毛利氏関係の腰物のほとんどが、古い由緒を持つかなりの名刀であり、その寄進に大きな利益を期待していたことが知られる。また、さきに見た毛利元就の宝蔵信仰が、息子隆元だけでなく、そ

の他の息子や一族にも共感を持って受け止められていたことが確認できた。

ところで、次の問題に移るまえに、冲家騒動のおり、史料「15」と同じ毛利氏関係の刀剣のみがなぜ桜尾城に預けられたのか（「厳島野放」
（一五八五））、その理由について簡単に触れておこう。冲家騒動とは、中西部瀬戸内海の毛利氏の制海権を切り崩すため、羽柴秀吉が天正九年（一五六一）冬から翌年春にかけて三島村上氏や乃美宗勝らを麾下に招くことで引き起こされた騒動である。特に瀬戸内海最大の海賊衆能島村上氏までも織田方に寝返ったとの風聞が流れ、広島湾頭は天正十年三月中旬より四月上旬にかけて一種のパニック状態に陥った。厳島でも、この風聞を耳にした「雑人原共」が島から退散し、「給人社家衆」も妻子を佐西郡石道まで避難させた（（同上）
（五八七））。このような状況の中で、棚守房顕にも、海賊衆が宝蔵を破り、毛利氏一族寄進の刀剣を奪う危険性が感じられたのであろう（（同上）
（五八五））。毛利輝元の指示を得て、これを対岸の桜尾城に預けたのである（（同上）
（五八七））。このおり、棚守房顕が、「宝蔵神物事」、「御城之可為御守候哉」と述べている。桜尾城に厳島大明神の神物が置かれていれば、それが城の「御守」になると考えるのはごく自然である。しかし、桜尾城に移されたのは、宝蔵の神物のうち、毛利氏関係の刀剣だけであった。棚守房顕らは、この神物が織田方となった海賊衆に奪われた場合のことを考えたのであろう。毛利氏一族らが厳島大明神に寄進した神物が海賊衆に奪われれば、この贈物を介して結ばれていた厳島大明神と同氏との関係が断たれ、毛利氏は厳島大明神の保護が受けられなくなるという理解である。したがって、毛利氏一族らが厳島大明神に寄進した重宝には、毛利氏の命運が託されていたと考えることもできる。この重宝が敵である織田方に奪われれば、毛利氏の命運は縮み衰えることになるはずである。戦国時代の安芸国では、厳島神社の宝蔵に籠められるような重宝はいうまでもなく、戦陣で掲げる旗などにも、元の持ち主の魂が宿っていると考えられていたようである。例えば、毛利軍が出雲国向山に出陣したとき、熊谷信直は敵方の軍勢の捨て置いた旗を集め、これを毛利元就のもとに送ったところ、元就は信直に「誠祝着候、如此之儀、如仰吉事と存候、一段本望候」との感状を与えたことが知られる

（「熊谷」四三・一四四）。敵方の旗を手に入れることによって、その命運をも掌中にしたような気持ちになったのであろう。なお、戦場に出る場合に、「御守」として、神衣や神物の下付を請うのも、これと同じ発想であると思う。厳島神社でも、天文十年（一五四一）正月、尼氏との合戦をひかえた大内氏からの依頼で、「御申しし」として神衣を贈った例がある（「野坂」三三）。また、毛利隆元も、下口への出陣に際し、永祿四年（一五六一）六月十三日に、大願寺に対し「為武具任佳例」せて神物を申請けたいと頼んでいる（「大願寺」二七）。これも神衣や神物に厳島大明神の魂が宿り、そのため激しい戦闘でも厳島大明神の加護を得ることができると信じられたからであらう。以上の理解が承認されるならば、宝蔵信仰は次のように規定することができると思う。厳島神社の宝蔵に重宝を籠めることで、それは厳島大明神の神物となるが、これで寄進者との関係が断たれるのではなく、その重宝自体の中に依然として寄進者の魂が宿っており、そのため厳島大明神と寄進者との関係が未永く⁽²³⁾続き、寄進者は厳島大明神の加護を受け、また利益を期待することができる。秘蔵の名品などを「宝蔵に籠める」ことに価値を見いだす心性の深層には、このような思いがあったのである。

ところが、厳島神社の宝蔵に籠められた重宝は、史料「15」の①・②・③のように、広く世に知られた名品が少なくなかったため、これを請出して秘蔵したい、権力者への贈物にしたいという動きが現れた。神物の請出である。その結果、寄進物を「宝蔵に籠める」ことによって、それが末代の神物になるという、宝蔵信仰の自明の前提が揺らぐことになった。ただ、神物の請出については、のちに少しく検討する予定なので、ここでは問題の指摘のみに止めることにする。

なお、宝蔵に籠めた神物を、秘蔵の、あるいは贈物の対象と考えるとき、単なる名品・重宝ということではなく、美術品並に扱うことになり、細部にも目配りするようになった。例えば、慶長二年（一五九七）三月二十九日、毛利輝元が厳島神社に具足や陣刀・光忠の腰物などを寄進したおり（「厳島野坂」九九〇）、次のような奉納物注文が添えられた（「新出厳島」三二）。厳島神社への寄進物に付け金具などの注文が添付されるのが一般的となり（「厳島野坂」一五・六二・九七五他）、この傾向は天保十三年（一八四三）に刊

行された『厳島宝物図会』でも踏襲されている。(六〇頁の図2はその一例である。)
史料〔17〕

厳島御宝納御物注文

一 御具足 芻花

一 御かふと

一 請筒

一 ほうあて

一 板袖

一 ゆたて

(中略)

一 御腰物

一 光忠

一 さや黒ぬり

一 目貫かうかい赤銅 ほり物篠但対

一 つは 桐がなくふく輪金

一 ふち ふく輪金

一 柄いと下緒 からちや

一 上はゝき 金 下はゝき 銀

厳島神社の宝蔵信仰について(松井)

一しとゝめせつは金

以上

重宝を「宝蔵に籠める」に当たって、美術品の価値が重視され、細かな道具・注文が必要になったとすれば、それに値する奉納物はますます限定されるようになったとも考えられる。しかし、史料〔17〕から窺えるごとく、具足もまた寄進された。具足を「宝蔵に籠める」ことはすでに史料〔14〕で確認したが、これとほぼ同時期に、口羽通良は厳島神社に願書を差出し、「三人之着領之具足三両」の寄進を約束していた（大領等（一〇五））。毛利隆元や息子輝元が宝蔵に籠めた具足も、おそら

— 64 —

ことが厳島大明神への贈物である以上、できるだけ立派な重宝を寄進し、できるだけ大きな利益を得たいというののもまた自然であろう。

江戸時代に入っても、厳島大明神の加護を願って、多くの人々が厳島神社に刀剣などの名品を寄進し、これを「宝蔵に籠める」ことがたびたび見られたのである。⁽²⁴⁾ 厳島神社の宝蔵信仰は江戸時代においても続いていた。

以上、室町時代以降の、厳島神社における宝蔵信仰の成長過程を跡付け、その特質を探った。室町時代でも、厳島社神主や神官らは、宝蔵信仰の特質をほぼ承知していた。しかし、宝蔵信仰の高まりが見られるのは、戦国大名毛利氏の治政下まで俟たねばならなかった。「宝蔵に籠める」ことは、奉納物を末代の神物に変えることであり、寄進者は自らの魂の宿るこの贈物を介して厳島大明神と末永く結び付き、子々孫々にも及ぶ加護を期待したのである。宝蔵信仰のこの特質は、その後も損なわれることなく、江戸時代までも続いた。

では戦国大名毛利氏の治政下に入ってから以降、なぜ宝蔵信仰の高まりが見られたのであろうか。その理由の一つは、元就以来の毛利氏の厳島神社に対する厚い崇敬と、この核をなす宝蔵信仰に求めることができると思う。いま一つの理由は、広範な領域での絶えざる戦闘の最中^{さなか}に生ずる神への祈念の増大、神社信仰の非常な高まりである。例えば、江戸時代の地誌ではあるが、『芸藩通志』などに収載された社伝によると、この時期に、安芸・備後両国のかんりの数の神社が勧請されたり再興されたりしている。厳島神社の場合も、たびたび社領の寄進が行われ、社殿の造営・普請の例も少なくない。特に元龜二年（一五一七）の本殿の造営は大工事であり、遷宮式には天野・平賀・三吉氏ら国衆の合力を仰がざるをえなかったのである（『厳島野坂』九五〇・二四三・二四五）。このような現象は、莫大な経費と多くの人力を費やす激しい戦闘が繰り返されていた日々を顧みるとき、まさに神社信仰の高まりを物語るもの以外の何ものでもないと思う。むろん、この時期には、神社の側でも、勝軍祈念の巻数・久米を戦場まで届けるなど（『厳島野坂』八七五他）、戦国大名毛利氏や国衆らに積極的な働きかけをしていた。これも

神社信仰の高まりの一要因になったといえる。

五 神物の請出と宝蔵信仰

戦国時代の末期に、厳島神社でも、宝蔵に籠めた重宝を請出して秘蔵したい、権力者への贈物にしようという動きが現れたことはさきに述べた。この神物の請出について、すでに松岡久人氏が細かな検討を行っている。⁽²⁵⁾氏によると、將軍足利義輝の命令で永祿年間（一五五八〜七〇）のはじめ乱髪、ついで荒波の太刀が請出されたが、これは例外的であり、神物の請出が広く行われるようになったのは文祿三年（一五九四）ごろ以降であるという。私もこの指摘は首肯できる。ただ、神物の請出について、宝蔵信仰の変容という視角からいまい少し検討したい。

將軍足利義輝に差出した乱髪・荒波は、大内家重代の名刀であり、その滅亡後、毛利隆元の手で厳島神社に寄進され、宝蔵に籠められていた。この神物請出について、棚守房頭が著した『房頭覚書』三三に興味深い記述がある。これによると、次の順序で上進し返納されたことが知られる。

- (a) 足利義輝から「荒波」を見たいとの奉書が毛利氏宛てにたびたび出された。
- (b) 棚守房頭はこれに対して「御神物御所望」は「神慮ヲ不存之由」といって断った。
- (c) 將軍の意向を断り切れなくなったため、棚守房頭は荒波の代物乱髪を上進した。
- (d) 足利義輝は二年後乱髪を返納し、再度荒波の上進を求めてきた。
- (e) 棚守房頭は覚悟を決め、荒波は「当社末代御事間、御神へ御返し有様ニト祈念」して、使者上野信孝に渡した。
- (f) 荒波の上進後、將軍家に不慮の出来事が重なり、その結果この刀は常栄寺新東堂の京都の宿坊まで返された。
- (g) 荒波は都でも三十万疋もの値がする名刀であったので、常栄寺新東堂はこれを東福寺堅西堂に預けた。

(h) 毛利隆元が没したため、東福寺堅西堂は將軍の弔いの使者として下向し、このおり荒波も持参した。

(i) 棚守房顕は東福寺堅西堂から荒波を受け取り、七夕の日に宝蔵に籠めた。

長い紹介になったが、乱髪・荒波が厳島神社の宝蔵から請出されたのは、「神慮」をも顧みない將軍足利義輝の強い意向によるものであったことが分かる。毛利隆元も、棚守房顕も、名刀荒波をどうしても手にしたいという、將軍の意向に抗し切れなかったのである。將軍の強い意向が厳島大明神の「神慮」よりも優先したわけである。なお、將軍の使者上野信孝によると、足利義輝がこのように荒波を求めたのは、近侍の若輩達が「荒波ヲ御上覽アラテハナト、申セハ、アサト思召タル」からであるという（「房顕覚書」三二）。京都では、刀剣が贈答品として大変重宝されるようになっていたことと、若者を中心に「神慮」を顧みない風潮が強くなっていたため、宝蔵から「神物」を強引に請出することができたのであろう。ところが、棚守房顕によると、(f)のように將軍家に不慮の出来事が重なったのは、末代の重宝である荒波を宝蔵から請出したことの祟りであるという。少なくとも、(e)の祈念の結果と理解していたようである。毛利氏の場合、さきに述べたように、まだ熱心な宝蔵信仰を持っていたから、この神物の請出には消極的であった。荒波が將軍家から返納されることになったとき、毛利隆元は「如此御方我等同心之所存成就候て目出候」と棚守房顕に書き送り、また「急度取下候て可致奉納候、聊不存油断候」と約束した（「厳島野坂」四七）。毛利元就も、荒波が厳島に着いたとき、「可為大慶候」との添状を付けた（同上、七四）。これで毛利氏も一安心であり、宝蔵信仰にもほとんど影響がなかったといえる。

宝蔵からの神物の請出が顕著になったのは、戦国大名毛利氏が豊臣秀吉の麾下に入り、全国政権に組み込まれようとした頃からである。為政者の意思・都合が、「神慮」に優先する傾向性が強くなっていった。

毛利輝元が天正十一年（一五八八）六月に羽柴秀吉と和睦を結ぼうとしたとき、使者を送るのに「一種之名物上之候ハてハ、不叶之儀候」と述べ、宝蔵に籠めてある吉平の刀を請出した（「厳島野坂」五三〇）。この刀はかつて輝元が厳島神社に奉納した

ものである（同上五〇九）。ここには「神物」を請出すことの弁明が見られない。ただ、その代物として、「領知式十石并刀一腰長光」を奉納するという（同上五三〇）。また、豊臣秀吉が九州の島津攻めに下向するに際して、輝元は豊臣秀吉への礼として、宝蔵の千鳥の刀の請出を命じ、「遅々候てハ御心もとなく候て早船を遣し候」、「夜を日ニつき可持下候」と指示した（同上五四五）。ここには代物もない。更に、文禄三年（一五九四）八月、小早川秀秋が祝言のため三原城に下向するについて、荒波・一文字の刀を請出したが、このおりも「進上候ハて不叶儀候」と述べただけである（同上五五四）。文禄五年（一五九六）十一月に請出された西蓮の刀については、「代物之儀も其元被思召寄分際候ハ、我等迄御内儀可承候」と奉行人が言葉を添えている（同上二一九）。かくして、ここから次の問題が明らかになると思う。

（ア）宝蔵から神物を請出すことについて、この時期の毛利輝元には「神慮」への配慮がほとんど見られないのではないのか。

（イ）宝蔵に籠められた重宝も、請出すときには、世間相場でしか評価されないのか。

まず、（ア）の「神慮」への配慮について検討しよう。さきごろ請出された荒波の刀は、慶長二年（一五九七）三月改めて宝蔵に籠められた（同上五五五）。ところが、慶長五年（一六〇〇）正月にまた、荒波を請出すことが必要になった（同上二五九）。このとき、正法寺春盛と佐世元嘉の二人の奉行人は、棚守元行に次のような言葉で「神物」の請出を依頼している。

史料〔18〕

①御蔵物荒波之御腰物之事、此度被仰請度之由候、御神慮御誓願当家守之事、長久御繁昌国家安全主之役ニたち候儀ニ候ハ、定可為御納受存候

②あら波之御腰物早々被差渡候、（中略）御私之御用に無之候間、御圖取せ候ニも不及、早々可有御上せ之旨候

史料〔18〕の②佐世元嘉の言葉であるが、宝蔵から荒波を請出すのは、毛利輝元の個人的用務ではないのだから、圖を取

って神意を窺う必要はないというのである。国家のために荒波を用いる以上、早々に差渡すべきだという見解である。

①の正法寺春盛の言葉も表現は異なるが、②と同趣旨である。厳島大明神の誓願は、毛利家の「御守」となり、その長久の繁昌を願い、また国家の安全に役立つことであるから、荒波を宝蔵から請出すことも認めてくれるはずだと主張する。いずれも毛利家や国家の大事に鬩を取って神意を問う必要はない点で一致する。毛利家や国家の大事が、厳島大明神の「神慮」に優先した。ただ、その考え方の根底には、依然として①のような思いがあったと思う。このような自己合理化をしなければ、厳島大明神の神意を越えることがそれほど容易ではなかったのだろう。次に掲げる毛利氏奉行人連署書状(同上)は、②とは逆の場合である。

史料〔19〕

宝蔵へ御籠候荒身国行之御腰物之事、井原大学頭請出し申度之由、御内証被相伺候処、御方様申談、於御神前御鬩取候而おり候ハ、則持せ可差上之由、兩人所迄被成御書候、代物之□□有躰ニ被仰付之旨候

この史料から、毛利氏の家来もまた、厳島神社の宝蔵から名刀を請出し、秘蔵しようとしていたことが知られる。それに対して、輝元は、神前で鬩を取り神意を窺い、その結果に従うよう命じ、代物についても指示を与えている。私的な目的で神物を請出する場合は神意が優先したのである。史料〔18〕の②に従えば、「御私之御用」の場合は、輝元であっても鬩を取り神意を窺わねばならないことになる。文禄五年（一五九六）ごろ、佐世元嘉らが堅田元慶の奉納した保昌五郎の刀を請出そうとしたが、二度、三度と鬩の降りなかったことが知られる(同上)。したがって、毛利輝元の場合、毛利家や国家の大事に関わると考えるものに限って、宝蔵から神物を請出すにも、やむをえず神意を無視する挙に出たと一応理解できる。だが、宝蔵に籠められた重宝を末代の神物と見る考え方が薄れている事実は否めない。だからこそ、家来にも、鬩を取ることを条件に、神物を請出することを認めたのである。

さて、次は（イ）の問題である。宝蔵から神物を請出した場合、その神物に代わる物を改めて奉納しなければならない。そうすると、次に、請出した神物がどれだけの価値のものか、神慮を害しないような適正な評価が必要になる。だが、この評価は必ずしも容易ではない。また、請出す人とさきの寄進者が異なる場合は、その寄進者に対しても奉納物の価値について十分な配慮が必要になる。⁽²⁷⁾それで、刀剣などの神物を請出すとき、さきの寄進者に「代物の価値」を尋ねることも行われた^(同上、一)。請出した神物の代物として、同じ刀剣ではなく、それに相当する所領が寄進されることも多かった。代物になりえる刀剣は容易に手に入らないから、これは致し方のないことである。しかし、代物の奉納では、重宝を宝蔵に籠め、それを末代の神物にするという、宝蔵信仰の本来の在り方が失われることになる。代物と交換で、宝蔵から重宝を請出すことができることになった結果、散佚した神物も少なくない。例えば、史料「15」に挙げた大内家重代の刀剣のうち、江戸時代半ばまでに①・②・④・⑤が失われていた。残ったのは、③の乱髪だけであった^(「厳島神社」巻三)。だが、さきに述べたように、これ以後も根強い宝蔵信仰があったから、毛利氏一族らの寄進した刀剣の多くは後の世まで伝えられることになったのである^(同上、二辛「未紀行」)。

以上、神物の請出と宝蔵信仰の関わりについて検討した。戦国時代末期にも依然として、刀剣を贈答の品として珍重する風潮の高まりが見られ、宝蔵に籠められた名刀さえも請出されるようになったのである。これは、一面では、厳島大明神の神威の弱化を窺わせるものである。しかし、それでもなお、「神慮」を恐れたから、圖を取り神意を確認したうえで、代物を奉納するという条件のもとに、宝蔵から神物を請出すことになった。宝蔵に籠められた重宝は元来余物をもって換えがたいはずであるが、「代物の奉納」ということで、神物を請出すことの合理化を図った。だが、毛利家や国家のために、「神慮」さえも無視することがあった。毛利家や国家のために神物を請出す場合は、「神慮」を窺うべく神前で圖を取ることは必要なかったのである。でも、その一方で、宝蔵信仰は生き続け、宝蔵に籠められた重宝も後世に伝えられた。

結びにかえて

厳島神社に寄進され、宝蔵に籠められた重宝は、末代の神物となった。そのため、宝蔵には、神物の「目録」も籠められた（『房頭寛書』一九）。例えば、嘉禎二年（一二三六）三月二十三日の日付を持つ厳島社宝蔵装束等目録（『卷子本蔵』四六六）は、その比較的古い例である。

また、神領の公験や神社の儀式などに関わる記録類も宝蔵に籠められていた（『厳島野坂』二六八）。しかも、厳島神社（『房頭寛書』四七他）の場合、神主や大聖院座主・棚守房頭ら、同社において枢要な地位にあるものまでが、現世の利益と子孫の繁栄を祈って、自家の重宝を宝蔵に籠めた。自家の重宝を厳島大明神の末代の神物とすること、その末永い加護を願ったのである。したがって、当社では、仏寺で見られた、仏物の互用を恐れて重宝を御影堂や後戸、つまり「仏の占有空間」に移すというような事態は考えがたい。厳島神社の宝蔵もまた、木村氏が明らかにした「ホクラ」の伝統を引くのか、厳島大明神の末代の神物が入った神庫として位置付けられ、本殿に準ずるものと見られていたようである。それゆえ、神官らが宝蔵から神物を請出すことなど、ほとんど考えられなかったように思う。戦国時代末期までは、大内義隆や吉田兼右のように神物とな

っている名刀を請出したいと希望しても（『房頭寛書』五五・三元）、結局のところ圖が降りず、彼らの願いは叶えられなかった。その後一時期、毛利家や国家のためには、「神慮」に関わらず、神物の刀剣などを強引に請出すこともあったが、私の目的で神物を請出そうとするときには、やはり圖で神意を窺わねばならなかった。したがって、宝蔵に籠められた重宝は、末代の神物として末永く保存することが期待できたといえる。ところで、宝蔵の管理に関して、棚守房頭は次のように述べている。

史料〔20〕

宝蔵太刀刀具足何成共、奉納之時ハヒサツキ錢三貫三百文在、座主棚守政所代三人して百疋宛、三百文事ハ承使、棚守カ沙汰人、地下散仕遣スナリ、正月三日蔵開祝、棚守役、七夕虫払ヨリ外ハ不開ナリ、カキ神前棚守預ルナリ（『房頭寛書』五五）



図3 宝蔵の見所で宝物拝見（『厳島宝物図会』巻1）

このような見所は元禄15年（1702）以降に作られたもののようである。『厳島宝物図会』収載の絵柄は七夕の虫払いのおりに、宝物を間近に見て描かれたものと考えられる。

宝蔵の管理には、座主・棚守・政所代が共同で当たることが、中でも鍵を預かる棚守がその中心的役割を果たしていたことが知られる。また、宝蔵が開かれるのは、正月三日の蔵開の祝いと、七夕の虫払いのときしかなかったのである。なお、天保十三年（一八四二）に刊行された『厳島宝物図会』の凡例にも、「校倉ノ開閉容易カラズ。コレニヨリテ毎年ノ七月虫払ノ節二閱スルニシタガヒテ収入セシカバ、世次年代ソノ序ヲタバスコト能ハズ」とある。神物を籠めた宝蔵の開閉は容易ではなかったのである。そして、いま一つ注意すべきは、七夕の日には神物の虫払いをすることが慣例となっていたことである。宝蔵の神物をできるだけ永く保存するための手立てである虫払いは、戦国時代よりもずっと以前から年中行事として行われていたものと推測される（『厳島野坂』一九三九）。

そして、江戸時代後期でも、虫払いは依然続いていたのである。宝蔵に籠めた重宝を末代の神物にするには、宝蔵に厳重な錠を降ろすだけでなく、保存のためのこの（28）ような配慮も含まれていたのである。また、宝蔵の建物

が、不等辺五角形の材木を組んだ校倉造りであったことも注目される。⁽²⁹⁾これで宝蔵内の温度・湿度、取り分け湿度が比較的均一に保たれていたのである。昭和九年（一九三四）に現在の宝物館ができるまで、「平家納経」をはじめとする数々の重宝が、この宝蔵で保存されてきた。

厳島神社の宝蔵には、以上のような「資料保存」機能があったのである。一方、宝蔵信仰は、この宝蔵に数多くの重宝を集める役割を果たした。この二つが相互補完する形で、厳島神社には今日までかなりの数の重宝が伝えられることになったといえる。⁽³⁰⁾「宝蔵信仰」は文化財保存を究明する一つのキーワードになりえると思う。⁽³¹⁾

註(1) 史料「2」の差出人座主某の花押は、慶長六年（一六

〇二）五月十九日付の厳島社神前社役付立（「厳島野坂」^(一六〇五)）

などに見える座主守仙の花押と近似している。なお、この二つの花押の校合については、平瀬直樹氏に御配慮いただいた。

(2) 池田亀鑑『古典の批判的處置に関する研究』（第一部

土佐日記原典の批判的研究）、一九四一年、三〇四七頁。

(3) 福山敏男「平等院の経蔵と納和歌集記」（『日本建築史研究』（続編）、一九七一年）。

(4) 木村徳国「ヤシロの基礎的考察」（『上代語にもとづく日本建築史の研究』、一九八八年）。

(5) 橋本義彦「正倉院の開封記録」（『正倉院年報』一〇号、

一九八八年）、「正倉院宝物に関する一資料」（『律令国家の構造』所収、一九八九年）。

(6) 田中貴子「宇治の宝蔵」（『伝承文学研究』三六号、一九八九年）。

(7) 網野善彦「東寺供僧と供料荘の発展」（『中世東寺と東寺領荘園』、一九七八年）、上島有「古文書の伝来と保存」（『書の日本史』第九巻所収、一九七六年）、富田正弘「中世東寺の寺官組織について」（『資料館紀要』一三三号、一九八五年）、小田雄三「後戸考上」（『名古屋大学教養部『紀要』（A人文科学・社会科学）二九輯、一九八五年）、以上は東寺の御影堂関係。なお、東寺の重要な仏事である御影供では、この法要に必要な仏具は宝蔵から取り出

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

し、法要が終われば長者が署名を認めた封でそれを厳封して再び宝蔵に納めていた（『東長』）。言うまでもなく、東寺の重宝がすべて御影堂に運び込まれたわけではない。ところで、高野山御影堂における文書の保存については、相田二郎『日本の古文書』上（一九四九年）九〇頁を参照。

- (8) 小田雄三「後戸考」(上・下)（名古屋大学教養部『紀要』（A人文科学・社会科学）二九・三〇輯、一九八五・一九八六年）。なお、山岸常人氏は小田説を批判し、仏物の誤用・互用を防ぐのは、後戸でなくとも、仏堂内のどこでもよかったと主張する（『中世仏堂』における後戸、『仏教芸術』一六七号、一九八五年）。

- (9) 中世前期の田地の領有について「公験」の所持を絶対視するのは誤りであるとの見解が近年出されている（西谷地晴美「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」、『日本史研究』三三〇号、一九八九年他）。しかし、平安時代後期から、仏寺などの公験類は宝蔵に納められ、厳重に管理されていたことが知られる。

- (10) 堀池春峯「二月堂炎上と文書・聖教の出現」、『書陵部紀要』二三号、一九七〇年。

- (11) 田中貴子氏は、註(6)の論文で、藤原頼通が「大電」

となって宇治の宝蔵を守るとの『深嵐拾葉集』の説話を紹介しているが、これも宝蔵の重宝を末永く秘蔵したいという頼通の願望を反映したものとも考えられる。

- (12) 松岡久人「厳島文化」(広島県史「原始古代」所収、一九八〇年)。

- (13) 註(12)の松岡論文の読み下し文に従う。

- (14) 治承三年（一一七九）七月三日付の官幣并神宝物等奉納日記（『新出嚴島七七』）によると、「宣命并神宝物送文」が「宝蔵」に納め置かれたことが知られる。そして、これの請文の作成だけでなく、「御釵」や「中宮御衣」の奉納についても、平清盛が積極的に関わっていたことが分かる。したがって、「平家納経」などの重宝が、この神宝類と同じく、清盛の指示で、直ちに宝蔵に奉納されたと考ええることは十分可能である。

- (15) 松岡久人氏はこの御判物書立について細かな検討を加えている（広島県史「古代中世資料編Ⅱ」『解説』、一九七六年）。延宝八年（一六八〇）当時、厳島神社の判物類は、宝蔵・神前籠所・棚守家の三カ所で保管されていた。贈物の互酬的性格は広く承認されているところであり、贈物を受けた側には、これと等価と考えられるものを返礼する義務あるいは借りが発生した（『大百科事典』

「贈物」の頁参照、一九八五年。なお、阿部謹也「贈物で結ばれた世界」(『中世の窓から』、一九八一年)も併せて参照。阿部氏は、この論考で、マルセル・モースの『贈与論』を踏まえて、ヨーロッパにおける贈物で結ばれた人と人との結び付きを興味深く叙述している。また、贈物の特質について、「すべての物には生命があり、贈ったひとの手を離れても、その物は贈与者の一部をなしている、もとの所有者の許に帰りがっている」と述べ、モースの見解に共鳴を示している。この理解は、註(23)で引く折口信夫氏の考え方に近似していると思う。

(17) 松岡久人・角重始氏の考証した「藤原親実系神主推定在任年代」(広島県史『古代中世資料編Ⅲ』「解説」所収、一九七八年)によると、教親は親弘から数えて四代目の厳島社神主である。

(18) 嘉吉三年(一四四三)二月二十一日付の毛利熙房書状案(「厳島野坂」一九三)参照。

(19) 長光の刀に添えられた、天文二十一年(一五五二)十月二十五日付の江良房栄寄進状(「厳島野坂」五四)は、御師植木対馬守に宛てたものである。

(20) 『房顕覚書』では、大内義隆が「当社宝蔵ノ目録ヲ上覧在テ、其以後事外ノ御ソシキヤウナリ」とある(同書一九)。

厳島神社の宝蔵信仰について(松井)

彼は厳島神社の宝蔵に数多くの重宝が籠められていることを十分承知していた。そして、一文字の太刀を宝蔵から請出そうとした。だが、圖が降りず、これを請出すことはできなかった(同上五五)。大内義隆は宝蔵に重宝を籠めることにそれほど価値を認めていなかったと推測される。

(21) 『厳島宝物図会』には、棚守房顕が寄進したものとして、助次・助家作の太刀二振も挙げてある。

(22) この文書は『辛未紀行』にも収載されているが、偽文書と考えられたのか、広島県史『古代中世資料編Ⅲ』には採録していない。たとえ偽文書であっても、これと同じような内容の寄進状があったと思う。

(23) 折口信夫氏は万葉時代の「商返あきかえし」に触れて、「男女契りを結ぶと、下の衣を取りかへて著た。著物は、魂の著き場所、著物を換へて身に著ける、と言ふ事は、魂を半分づゝ交換して著けてゐる事である」と指摘した(『折口信夫全集』第三巻、一九五五年、四三三頁)。贈与慣行においても、これに類した関係が十分想定できると思う。

(24) 稲田和彦「厳島神社所蔵の刀剣」(京都国立博物館『学叢』七号、一九八五年)。

厳島神社の宝蔵信仰について（松井）

(25) 松岡久人「解説」〔広島県史「古代中世資料編Ⅱ」所収、一九七六年〕。

(26) 秋山伸隆氏によると、豊臣期において毛利氏のいう「国家」とは、豊臣政権下の「一国家」、つまり毛利氏領国を指すという。なお、毛利氏の場合も、「神慮」の尊重と「国家」の維持が対立するときには、後者を優先させたとされる（戦国大名毛利氏領国の支配構造、『史学研究』一六七号、一九八五年）。

(27) 宝蔵に籠められた重宝に寄進者の魂が宿っていると考えるならば、その神物を請出すときには、神慮だけでなく、寄進者にも諒解を得ることが必要になる。例えば宍戸元次が慶長三年（一五九八）九月に宝蔵から国俊の刀を請出そうとしたとき、さきの寄進者内藤元辰のところへ使者を送ったことが知られる。（『野坂』四一八）。

(28) 宝蔵の管理を厳重にするためか、文禄二年（一五九三）三月にその鍵が新調されたことが知られる（『厳島神社国宝並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』、一九五八年）。

(29) 厳島神社宝蔵の校子は不等編五角形のものであるが、これは室町時代の校倉の特徴であるという。そして、校子の組み方などいろいろな条件を勘案すると、この宝蔵

の創建は室町時代中期を降らないとされる。なお、現在の宝蔵は昭和二十七年（一九五二）の修理で、屋根を本瓦葺から檜皮葺に改め、周囲の軒支柱と囲垣、それに向拝を撤去し、古型に復元したものである。四九頁の写真参照。（同右）

(30) 厳島神社の美術工芸品で、国宝や重要文化財に指定されているものはかなりの数に上り、京織を除けば西日本随一であるという。その一例を挙げれば、国宝として、装飾経では平家納経、法具では金銅密教法具、調度品では彩絵檜扇、刀剣では古備前友成作の太刀、甲冑では小桜章黄返威鎧などがある。

(31) 文化財保存という視角から見るとき、社寺の果たした役割は極めて大きいといわざるをえない。しかし、本稿の検討でも明らかなように、神社の宝蔵と仏寺の宝蔵とでは交わらない側面があり、仏寺の場合も、私寺と公界寺のあいだに差異が見られた。また、社寺それぞれには異なった歴史がある。したがって、宝蔵信仰をキーワードとして、社寺における文化財保存の一般的な意味を探ることは確かに容易ではないと思う。ただ、宝蔵信仰の多様な側面を明らかにすることによって、多くの文化財が今日まで残されてきたことの意味を改めて問うこと

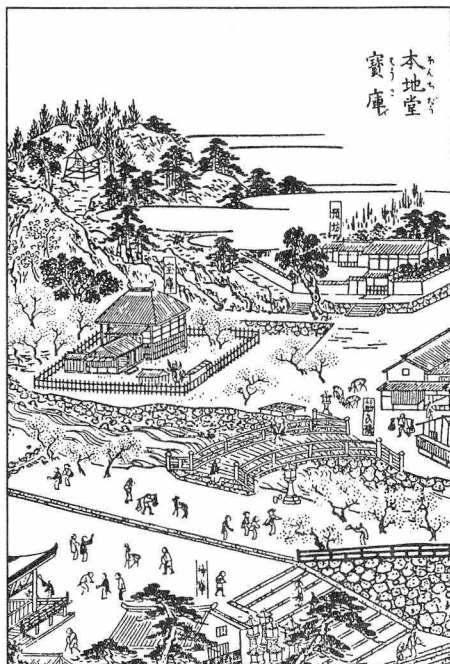


図5 天保13年（1842）ごろの厳島神社の宝蔵（『厳島図会』巻2）

見所を除けば、この絵は昭和20年（1945）に風水害を被る以前の姿とほとんど変わりが無いという。

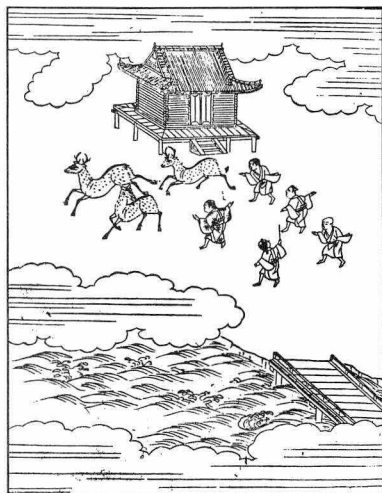


図4 元禄15年（1702）ごろの厳島神社の宝蔵（『厳島道芝記』巻7）
瓦屋根で、四方に縁を廻らしてある。

〔参考〕

「厳島道芝記」と「厳島図絵」の宝蔵の絵

ができるのではないかと考えられる。

（まついてるあき 研究員）